平成２４年（フ）第３１２８号
大阪市港区夕凪１丁目17番18―501号
債務者　澁谷　武志
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福栄　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２５５号
大阪府八尾市清水町１丁目４番21号
債務者　太田美保子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東野　修次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２５６号
大阪府八尾市清水町１丁目４番21号
債務者　太田　晏弘
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東野　修次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７８号
福岡市博多区冷泉町６番23―308号、前住所福岡県糟屋郡新宮町花立花１丁目９番３号
債務者　細川　和彦
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　宏治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９０号
福岡市中央区港３丁目５番７―602号
債務者　松江　　光
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９１号
福岡市中央区古小烏町75番地
債務者　松江　國秀
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０号
福岡県大川市大字中古賀698番地３
債務者　吉田　敏晴
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙峰　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５８号
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘75番地の１　公住38―190
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部

平成２４年（フ）第２２９７号
福岡市東区筥松２丁目21番18―902号
債務者　岩本　久美（旧姓柳取）
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４号
島根県出雲市湖陵町常楽寺670番地　市営常楽寺住宅５―102
債務者　梶谷　常市
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第９６号
島根県大田市大田町大田ハ240番地
債務者　福井サチコ
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第９９号
島根県出雲市斐川町併川969番地１ピュアーズ06―Ａ―107、前住所鳥取県倉吉市馬場町70番地１
債務者　吉村幸之助
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１０１号
島根県出雲市今市町北本町２丁目２―10　コーポたつみや201号、住民票上の住所鳥取県米子市道笑町４丁目97番地１
債務者　高野　　靖
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市城辺字友利1540番地
債務者　友利恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第３５８号
函館市上新川町22番22号
債務者　渡邉　志津
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６４号
北海道松前郡松前町字唐津101番地
債務者　長岡　武久
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６４２号
埼玉県越谷市大沢599番地１　ユートピアイン北越谷105号
債務者　三浦　双葉（旧姓植竹）
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係